

○労働時間等設定改善指針の一部を改正する件（平成 22 年厚生労働省告示第 409 号）

★概要のみ紹介

労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第 4 条の規定に基づく「労働時間等設定改善指針」の一部が、次のように改正された。

- ① 前文中「平成 19 年 12 月 18 日ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議決定」を「平成 22 年 6 月 29 日仕事と生活の調和推進官民トップ会議改定」に改める。
- ② 別表の行動指針の数値目標を次のように改める。

数値目標設定指標		現状（直近の値）	2020 年	
1	就業率	20～64 歳	74.6%	80%
		15 歳以上	56.9%	57%
		20～34 歳	73.6%	77%
		25～44 歳女性	66.0%	73%
		60～64 歳	57.0%	63%
2	時間当たり労働生産性の伸び率（実質、年平均）	1.7% （2000～2009 年度の 10 年間平均）	実質 GDP 成長率に関する目標（2%を上回る水準）より高い水準	
3	フリーターの数	約 178 万人 （2003 年にピークの 217 万人）	124 万人 （ピーク時比で約半減）	
4	労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	52.1%	全ての企業で実施	
5	週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合	10.0%	5 割減	
6	年次有給休暇取得率	47.4%	70%	
7	メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合	33.6%	100%	
8	在宅型テレワーカーの数	330 万人	700 万人 （2015 年）	
9	短時間勤務を選択できる事業所の割合（短時間正社員制度等）	（参考）8.6%以下	29%	
10	自己啓発を行っている労働者の割合	正社員	42.1%	70%
		非正社員	20.0%	50%
11	第 1 子出産前後の女性の継続就業率	38.0%	55%	

12	保育等の子 育てサービ スを提供し ている割合	保育サービス（3歳 未満児）	24% （平成21年度末見込み）	44% （2017年度）
		放課後児童クラブ （小学1年～3年）	20.8%	40% （2017年度）
13	男性の育児休業取得率		1.23%	13%
14	6歳未満の子どもをもつ夫の育 児・家事関連時間（1日当たり）		60分	2時間30分

〈備考〉 別表に掲げる数値目標の趣旨は、次のとおりとされている。

仕事と生活の調和した社会の実現に向けた企業、働く者、国民、国及び地方公共団体の取組を推進するための社会全体の目標として、政策によって一定の影響を及ぼすことができる項目について数値目標を設定する。この数値目標は、社会全体として達成することを目指す目標であり、個々の個人や企業に課されるものではない。

2020年の目標値は、取組が進んだ場合に達成される水準（個人の希望が実現した場合を想定して推計した水準、又は、施策の推進によって現状値や過去の傾向を押し上げた場合を想定して推計した水準等）を設定する。

注. あくまでも数値目標であり、達成を義務付けるものではない。